

# プロスポーツ振興環境整備支援事業補助金交付要綱

平成26年3月31日制定

## (趣旨)

第1 この要綱は、長野県内に本拠地を置き活動するプロスポーツチームが、地域の元気づくりの牽引役として、地域の一体感の醸成や、県域を越える交流人口の増加等による地域の活性化に寄与していること等に鑑み、市町村がプロスポーツ振興に資する施設整備を行うために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象経費及び補助金の額)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、別表のとおりとする。

## (交付の条件)

第3 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を次のように変更しようとするときは、速やかに長野県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請して、その承認を受けること。
    - ア 事業費の20パーセント以上の変更をしようとするとき
    - イ 主要な仕様の変更をしようとするとき
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに教育長に申請して、その承認を受けること。
  - (3) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。
  - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ県の承認を受けなければならないこと。（総務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く）
  - (5) 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
  - (6) 取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- 2 教育長は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

## (交付申請書等)

第4 規則第3条に規定する申請書は、プロスポーツ振興環境整備支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書に添付する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業設計図書（位置図、配置図、平面図、立面図、設計書）
- (3) 補助事業に係る歳入歳出予算書の抄本

(変更承認申請書等)

第5 第3の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を教育長に提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき  
プロスポーツ振興環境整備支援事業変更承認申請書(様式第3号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき  
プロスポーツ振興環境整備支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)

(交付申請の取下げ)

第6 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、プロスポーツ振興環境整備支援事業補助金交付申請取下書(様式第5号)を、当該補助金の交付通知を受けた日から15日以内に教育長に提出して行うものとする。

(進捗状況の報告)

第7 補助事業者は、6月、9月及び12月末日現在における補助事業の進捗状況を、翌月の20日までにプロスポーツ振興環境整備支援事業進捗状況報告書(様式第6号)により教育長に報告するものとする。

(実績報告書等)

第8 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、プロスポーツ振興環境整備支援事業実績報告書(様式第7号)によるものとする。

2 前項の実績報告書に添付する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業費精算書(様式第8号)
- (2) 出来高設計図書(位置図、配置図、平面図、立面図)
- (3) 契約書の写し
- (4) 支出負担行為決議書及び支出命令書の写し
- (5) 補助事業に係る歳入歳出決算(見込)書抄本

3 前2項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(交付の請求)

第9 補助事業者が、補助金の交付を請求しようとするときは、プロスポーツ振興環境整備支援事業補助金交付請求書(様式第9号)を教育長に提出するものとする。

(書類の提出部数)

第10 規則及びこの要綱により教育長に提出する書類の提出部数は1部とする。

(別表)(第2関係)

| 対 | 象   | 経 | 費 | 補助額               |
|---|---|---|---|-------------------|
|   | AC長野パルセイロのホームスタジアムとして、長野市が南長野運動公園総合球技場を整備するために行う、平成26年度事業に要する経費 |   |   | 予算の範囲内で教育長が別に定める額 |